

徳島県生活困窮者自立支援事業【相談支援】

審査基準

	審査項目		審査内容	配点
1	実施方針	基本的な考え方	・現在の社会情勢とそれに対する課題を踏まえた上で、業務仕様書及び各種実施要領に基づいた実施方針となっているか。	10
2	実施体制	事業の実施体制	・人員体制は事業を実施するに十分なものか。 ・事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する職員を配置する計画となっているか。 ・全ての町村で相談窓口機能が確保されているか。 ・職員の資質向上のための研修等が計画されているか。	20
3	事業内容	生活困窮者の把握と支援プランの作成	・様々な生活困窮者を把握する体制となっているか。 ・生活困窮者の課題を的確に把握し、適切な支援プランの作成につなげる計画となっているか。	10
		支援計画に基づく支援の実施	・支援対象者の問題解決に向けて各段階ごとに適切な支援が可能な計画になっているか。	10
		関係機関とのネットワークづくり及び社会資源の開発	・ハローワーク、福祉事務所等との連携体制がとれる計画となっているか。 ・既存制度の利用調整だけでなく、関係機関のネットワークを通じて、社会資源の開発につなげる計画となっているか。	10
		支援記録の整備と事業効果の検証	・支援の実施状況等についての事業の効果や課題を適切に分析、検証できるような計画となっているか。	10
		支援ノウハウの体系化・その他	・支援ノウハウを体系化するような計画となっているか。 ・個人情報の適切な取扱いや苦情処理についての十分な措置を行う計画となっているか。 ・本事業を周知するための情報発信について適切なものとなっているか。	10
4	収支計画等	適切な経費の積算 経営の安定等	・事業の実施に必要な経費は、適切に積算されているか。 ・事業を適切に履行できるだけの安定した経営基盤があるか。	10
5	総合評価		・本事業を総合的に勘案して、生活困窮者自立支援事業【相談支援】として実施するに適切なものかどうか。	10
合 計				100